（処置をとるべきことの請求）

第三十四条の三　裁判所又は裁判官は、前条第五項から第七項までの規定により付した条件に弁護人が違反したとき、又は同条第五項若しくは第六項の規定による時期若しくは方法の指定に弁護人が従わなかつたときは、弁護士である弁護人については当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求することができる。

2　前項の規定による請求を受けた者は、そのとつた処置をその請求をした裁判所又は裁判官に通知しなければならない。

第四十四条第一項第十三号中「第二百九十一条第四項」を「第二百九十一条第五項」に改め、同項第五十号を同項第五十一号とし、同項第四十九号中「第二百九十一条第四項」を「第二百九十一条第五項」に改め、同号を同項第五十号とし、同項第四十八号を同項第四十九号とし、同項第四十七号を同項第四十八号とし、同項第四十六号中「第二百九十九条の五第一項」の下に「又は第二項」を加え、同号を同項第四十七号とし、同項第四十五号の次に次の一号を加える。

四十六　法第二百七十一条の五第一項又は第二項（これらの規定を法第三百十二条の二第四項において準用する場合を含む。）の請求に関する事項

第五十七条の見出し中「抄本」の下に「等」を加え、同条第一項中「又は裁判を記載した調書」を「、裁判を記載した調書、勾留状に代わるものその他の令状に代わるもの又は裁判書の謄本に代わるもの（第二百九十条第二項の略式命令の謄本に代わるものを含む。）」に改め、同条第三項中「附記」を「付記」に改め、同条第五項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条に次の一項を加える。

7　第三十四条の二第一項から第四項まで、第六項及び第八項の裁判書の謄本に代わるものには、それぞれその根拠となる規定によるものである旨を記載し、裁判長又は裁判官が、これに記名押印しなければならない。

第五十八条第一項中「定」を「定め」に改め、同条第二項中「調書」の下に「、令状に代わるもの若しくは裁判書の謄本に代わるもの（第二百九十条第二項の略式命令の謄本に代わるものを含む。）」を加える。

第六十一条の次に次の一条を加える。

（条件を付する場合等の裁判長等による記名押印）

第六十一条の二　裁判所又は裁判官が法又はこの規則の規定により個人特定事項を被告人又は被疑者に知らせてはならない旨の条件を付する場合において、書面でこれをするときは、当該書面には、被告人又は被疑者に知らせてはならない個人特定事項及び当該個人特定事項を被告人又は被疑者に知らせてはならない旨を記載し、裁判長又は裁判官が、これに記名押印するものとする。

2　裁判所又は裁判官が法又はこの規則の規定により個人特定事項を被告人に知らせる時期又は方法を指定する場合において、書面でこれをするときは、当該書面には、被告人に知らせる時期又は方法を指定する個人特定事項及び当該個人特定事項を被告人に知らせる時期又は方法を記載し、裁判長又は裁判官が、これに記名押印するものとする。

第六十三条第一項ただし書中「及び略式命令」を「の謄本、起訴状抄本等、略式命令の謄本及び第二百九十条第二項の略式命令の謄本に代わるもの」に改める。

第七十条の次に次の一条を加える。

（勾引状に代わるもの、勾留状に代わるものの記載要件・法第二百七十一条の八等）

第七十条の二　法第二百七十一条の八第一項第二号（法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の勾引状に代わるもの又は同号の勾留状に代わるものには、次に掲げる事項を記載し、裁判長又は裁判官が、これに記名押印しなければならない。

一　被告人の氏名及び住居

二　罪名

三　起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの又は訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものを明らかにしない方法により記載した公訴事実の要旨

四　当該書面が法第二百七十一条の八第一項第二号の規定によるものである旨

五　引致すべき場所又は勾留すべき刑事施設

六　勾引状又は勾留状の有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず勾引状に代わるもの又は勾留状に代わるものはこれを返還しなければならない旨

七　勾引状又は勾留状発付の年月日

八　勾引状又は勾留状に記名押印した裁判長又は裁判官の氏名

九　勾留状に代わるものを交付するときは、法第六十条第一項各号に定める事由

2　被告人の氏名が明らかでないときは、人相、体格その他被告人を特定するに足りる事項で被告人を指示することができる。

3　被告人の住居が明らかでないときは、これを記載することを要しない。

第七十三条の見出し中「勾引状」の下に「等」を加え、同条中「勾引状」の下に「又は勾引状に代わるもの」を加える。

第七十四条の見出し中「謄本」の下に「の被告人への」を、「請求」の下に「等」を加え、同条中「謄本の」の下に「被告人への」を加え、同条に次の二項を加える。

2　前項の規定による請求があつた場合には、次項各号に掲げるときを除き、被告人に対し、勾引状又は勾留状の謄本を交付するものとする。

3　第一項の規定による請求があつた場合であつて、次の各号に掲げるときは、被告人に対し、当該各号に定めるものを交付するものとする。

一　法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの交付があつた場合（同項の規定による措置に係る個人特定事項の全部について法第二百七条の三第一項の裁判があつた場合を除く。）であつて、法第二百七十一条の二第二項の規定による起訴状抄本等の提出があつたとき　当該勾留状に代わるもの（法第二百七条の三第三項の規定による勾留状に代わるものの交付があつたときは、当該勾留状に代わるもの及び法第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるもの）の謄本

二　法第二百七十一条の八第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勾引状に代わるもの又は勾留状に代わるものの交付があつたとき　当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものの謄本

三　法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する法第二百七十一条の八第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勾引状に代わるもの又は勾留状に代わるものの交付があつたとき　当該勾引状に代わるもの又は当該勾留状に代わるものの謄本

第七十四条の次に次の三条を加える。

（勾引状、勾留状の謄本の弁護人への交付の請求等）

第七十四条の二　勾引状又は勾留状の執行を受けた被告人又はその弁護人は、その謄本の交付を請求することができる。

2　前項の規定による請求があつた場合には、次項各号に掲げるときを除き、弁護人に対し、勾引状又は勾留状の謄本を交付するものとする。この場合において、法第二百七十一条の三第一項若しくは第二百七十一条の四第二項の規定による起訴状の謄本の提出があつたとき又は法第三百十二条の二第四項において準用する法第二百七十一条の三第一項若しくは第二百七十一条の四第二項の規定による訴因変更等請求書面の謄本の提出があつたとき（第一号の個人特定事項につき、裁判所若しくは裁判官が法若しくはこの規則の規定により被告人に知らせる時期の指定をし、その時期が到来したとき又は検察官から法第二百九十九条の四第十一項の規定により被告人に知らせる時期を指定した旨の通知があり、その時期が到来したときを除く。）であつて、次の各号に掲げるときは、弁護人に対し、当該各号に定める措置をとるものとする。

一　次号に掲げるとき以外のとき　勾引状の公訴事実の要旨又は勾留状の公訴事実の要旨若しくは被疑事実の要旨中に記載された個人特定事項（起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの（法第二百七十一条の五第一項の決定により通知することとされた